

# 白井市中小企業持続化応援金制度のご案内

## 【千葉県中小企業再建支援金の対象外の事業者向け】

- 1 趣旨  
新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けている市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主の持続的な経営を応援するため、千葉県中小企業再建支援金の対象とならない事業者に応援金を交付します。
- 2 支援金額  
1事業者あたり10万円
- 3 対象者  
市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主  
・中小企業基本法第2条第1項における指定された業種による会社及び人のほか社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、公益社団・財団法人、または組合。  
・複数店舗を所有している場合などは納税事業者を1事業者とします。
- 4 支援期間（申請期間）  
令和2年7月17日（金）～令和3年1月29日（金）※郵送必着
- 5 要件  
・市内に主たる店舗、工場、事業所等を有し、事業を営んでいること。  
・令和2年1月から12月までの任意の1か月と前年同月比の売上高減少20%以上の事業者。  
・千葉県中小企業再建支援金または白井市中小企業経営支援金の交付を受けていない事業者。  
・今後も継続して、市内で事業活動を行う意志がある事業者。
- 6 申請先  
白井市市民経済環境部産業振興課 商工振興班  
〒270-1492 白井市復1123  
※封筒に「白井市中小企業持続化応援金書類在中」と記載ください

## 7 申請方法

郵送による

※申請書類は市ホームページからダウンロード

又は産業振興課窓口、公民センター、商工会窓口で配布

## 8 申請書類

- ①白井市中小企業持続化応援金申請書兼振込依頼書
- ②誓約書
- ③振り込み口座を確認できる書類の写し（通帳の写し等）
- ④本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- ⑤前年の確定申告書の写し
- ⑥令和2年減収月分と令和元年対比月の売上台帳等の写し  
※詳細は申請要領をご覧ください
- ⑦事業所の所在がわかる書類の写し  
（確定申告書に市内事業所の記載がない場合）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

## 9 支給までの流れ

①市に書類の郵送→②市で書類審査→③決定通知の送付→④振り込み

## 10 お問い合わせ先

白井市市民環境経済部産業振興課 商工振興課班

電話 047-401-4641

FAX 047-491-3554

Mail [syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp](mailto:syoukou-shinkou@city.shiroi.chiba.jp)

※メールでのお問合せは「白井市中小企業持続化応援金に係る問い合わせ」と表題を入れてくださるようお願いいたします。

詳細は市ホームページをご覧ください

また、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください